

# 特別養護老人ホーム ひかり隣保館 介護老人福祉施設サービス利用契約書

\_\_\_\_様(以下、「利用者」といいます)と特別養護老人ホームひかり隣保館(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

## 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の5日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護状態(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条 (施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成及び変更之际には、その内容を利用者説明します。

## 第4条 (介護保険給付対象サービス)

- 1 事業者は施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。  
事業者は【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明をします。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッド等に胴や四肢を縛る抑制、ミトン型手袋の使用、介護用つなぎの着用、腰ベルトやY字型抑制帯の使用、車椅子用テーブルでの抑制、ベッド柵の4本使用、居室外からの施錠、過度な向精神薬の使用等による身体的拘束を行いません。

## 第5条 (介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
  - 一 食事の提供
  - 二 居住の提供
  - 三 特別な食事の提供
  - 四 利用者に対する理美容サービス
  - 五 別の定めに従って行う利用者の貴重品管理
  - 六 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
  - 七 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
- 2 前項のサービス費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。

- 3 第1項の費用の額は【重要事項説明書】に記載した通りです。
- 4 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条 (要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 第7条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、9:30～11:30 13:00～16:00(日曜日、祝日及び年末年始は除く)に事務室にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第8条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を月末に締め切り、翌月に請求書に明細を付して、通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月の期日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

#### 第9条 (利用料金の変更)

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、【重要事項説明書】に記載された額に変更された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金表を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### 第10条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対し5日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ①利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヵ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
  - ②利用者が事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
  - ③利用者が、故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為(暴力・暴言等)を行うことなどによって、この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
  - ④利用者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行いその結果この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。

- ⑤その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 利用者が医療機関に入院し、3ヶ月以内に退院できない場合やその見込みがない場合。
  - 4 利用者の要介護認定の更新で、非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
  - 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
    - ①利用者が他の介護保険施設に入所または入院した場合。
    - ②利用者が死亡した場合。

#### **第11条 (退所時の援助)**

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所した後の環境等を勘案し、円滑に退所できるよう必要な援助を行います。

#### **第12条 (秘密保持)**

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

#### **第13条 (賠償責任)**

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。第12条に定める秘密保持に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### **第14条 (賠償がなされない場合)**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対してこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

#### **第15条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)**

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

#### **第16条 (連絡義務)**

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を行います。

#### **第17条 (相談・苦情対応)**

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者 (千葉県指定 第1272200542号)  
〈事業者名〉 社会福祉法人 千葉県厚生事業団  
特別養護老人ホーム ひかり隣保館  
〈住所〉 千葉県柏市十余二 175-42  
〈代表者名〉 理事長 渡部 昭 印

【利用者】

〈住所〉 \_\_\_\_\_

〈氏名〉 \_\_\_\_\_ 印

【代理人】

〈住所〉 \_\_\_\_\_

〈氏名〉 \_\_\_\_\_ 印

〈続柄〉 \_\_\_\_\_